

住民監査請求制度

1 住民監査請求とは・・・!?

住民監査請求とは、市民が、市長や市の職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるときに、これを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です。(地方自治法第 242 条第 1 項)

2 監査請求できる事項

監査請求できるのは、次のような「財務会計上の行為」又は「怠る事実」があり、**市に損害を与える場合**です。

(1) 違法又は不当な

- ア 公金の支出（委託費、補助金など）
- イ 財産の取得、管理、処分（土地、建物、物品、債権など）
- ウ 契約の締結、履行（売買、工事請負など）
- エ 債務その他の義務の負担（借入など）

(2) 違法又は不当に

- ア 公金の賦課徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合など）
- イ 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠る場合など）

当該行為のあった日又は終わった日から 1 年以上経過している場合には、原則として監査請求することはできません。

3 監査請求の内容

監査請求で求めることができる内容は、次のとおりです。

- (1) 当該行為を事前に防止し、又は事後的に是正するために必要な措置
- (2) 当該怠る事実を改めるために必要な措置
- (3) 当該行為又は怠る事実によって、市が被った損害を補填するために必要な措置

4 監査請求の要件・方法

- (1) 監査請求できるのは、倉敷市内に住所を有する個人又は法人です。
- (2) 監査請求する事柄については、その要旨を記載した請求書を作成していただきます。
- (3) 請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面の添付が必要です。
- (4) (2) の請求書に (3) の事実を証する書面を添えて、監査事務局へ提出して下さい。

5 請求書の様式例

(1) 監査委員による監査を求める場合

倉敷市職員措置請求書

1 請求の要旨（次の事項を具体的に記載してください。）

- (1) 誰が（請求の対象者）
- (2) いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る事実」を行っているのか、又は行うことが予測されるのか。
- (3) その行為又は怠る事実は、どのような理由で違法又は不当なのか。
- (4) その結果、倉敷市にどのような損害が生じているのか、又は生じることが予測されるのか。
- (5) どのような措置を請求するのか。

2 請求者

住所
氏名（自署）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

倉敷市監査委員あて

（地方自治法施行令第 172 条，同施行規則第 13 条）

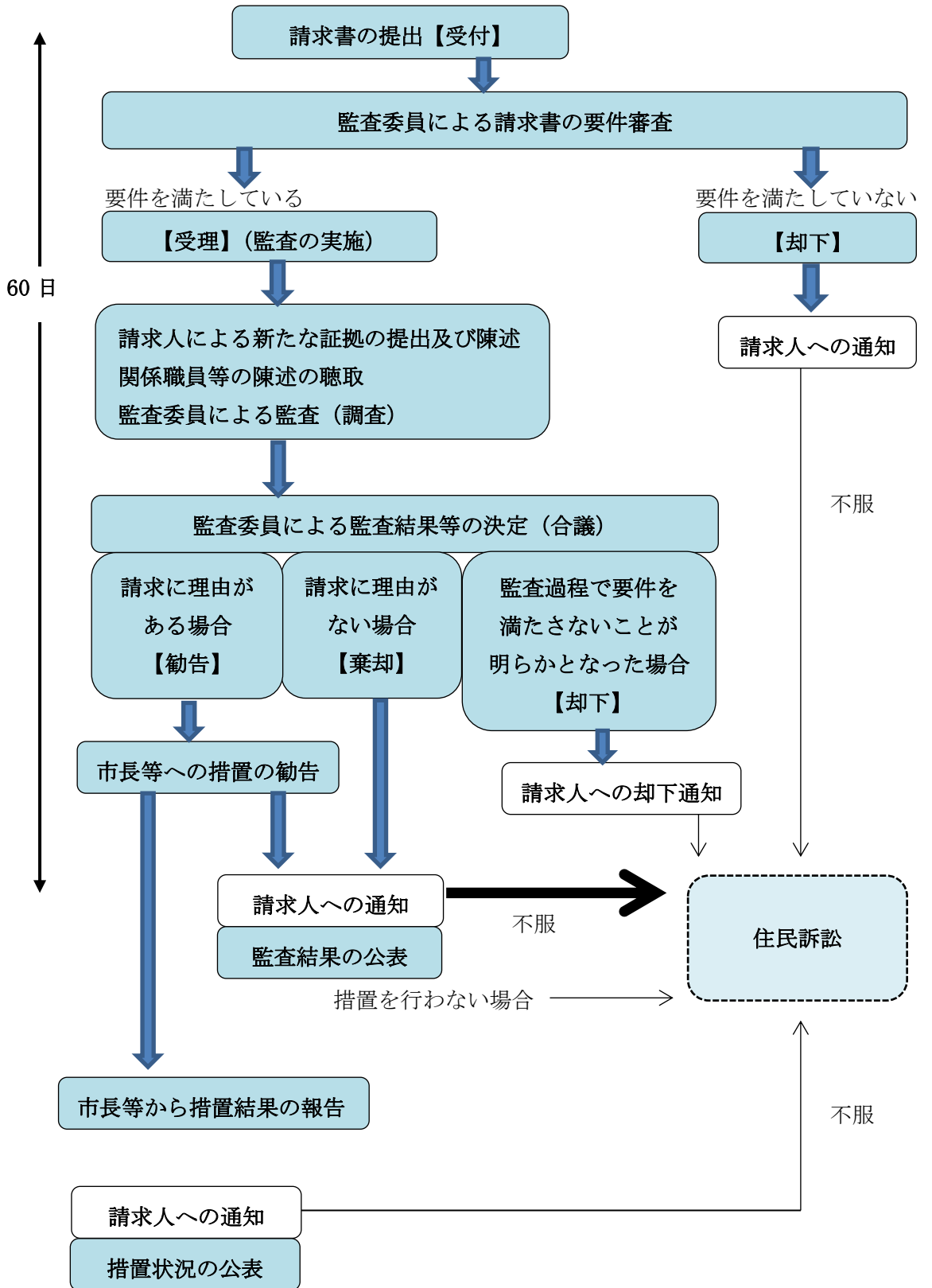
※1 縦書きでも構いません。

※2 個別外部監査人による監査を求める場合、監査委員による監査に代え、個別外部監査人による監査を特に必要とする理由を具体的に記載して下さい。

（地方自治法施行令第 174 条の 49 の 41，同施行規則第 17 条の 14）

6 監査の流れ

請求書を提出した後の監査等の手続きの流れは、次のとおりです。



7 住民監査請求の結果

監査結果は、請求書の提出を受けた日から 60 日以内（個別外部監査人による監査の場合は 90 日以内）に、文書により請求人に通知するとともに公表します。

監査請求に理由があると認めた場合



必要な措置を講ずるよう、市長等に対して、期間を示して勧告します。

監査請求に理由がないと認めた場合



請求人に対して、その理由がない旨及びその理由を示します。

8 住民訴訟

監査の結果などに不服がある場合、住民訴訟を提起することができます。（地方自治法第 242 条の 2）

住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。

	住民訴訟を提起できる場合	出訴期間
1	監査結果に不服がある場合	監査の結果の通知を受け取ってから 30 日以内
2	勧告を受けた市長等の措置に不服がある場合	措置結果通知を受け取ってから 30 日以内
3	勧告を受けた市長等が措置を講じないことに不服がある場合	勧告で示された措置期限の日から 30 日以内
4	請求の日から 60 日以内に監査結果の通知がない場合	60 日を経過した日から 30 日以内
5	監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合	却下の通知を受け取ってから 30 日以内

住民訴訟の対象事項は「**違法な**」行為又は怠る事実に限られています。

【監査請求の提出先・お問合せ先】

倉敷市監査事務局

住所：〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地（倉敷市役所 2 階）

電話：086-426-3885